

## 防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例事務処理要綱

平成14年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成13年防府市条例第41号。以下「条例」という。）及び防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成13年防府市規則第〇号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報の受付)

第2条 本市が管理する公共の場所における放置自動車に関する通報は、当該公共の場所の管理担当課で受け付けるものとする。

(現場調査等)

第3条 放置自動車の現場調査は、当該自動車が放置されている公共の場所の管理担当課の職員(以下「職員」という。)が行うものとする。

2 職員は、前項の調査の結果、当該自動車が放置自動車であると認められるときは、現場地図及び写真を添付した調査書（規則第1号様式）及び放置自動車処理記録台帳（規則第11号様式）を作成するとともに、撤去警告書（規則第3号様式）を当該自動車にちょう付するものとする。

(関係機関への照会)

第4条 公共の場所の管理担当課長(以下「管理者」という。)は、警察署長に対して、第1号様式により、必要な事項を照会するものとする。

2 管理者は、放置自動車のうち登録番号又は車台番号が判明したものについては、中国運輸局山口運輸支局長又は軽自動車検査協会山口事務所長に対して、第2号様式により、当該放置

自動車の所有者等について照会するものとする。

3 管理者は、第1項及び前項の照会により知り得た情報については、責任を持って適切に管理しなければならない。

(勧告)

第5条 管理者は、前条の規定による照会の結果、所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、条例第11条の規定による撤去勧告の手続きを行うことができる。

2 管理者は、前項の撤去勧告を行おうとするときは、あらかじめ放置自動車撤去勧告事前通知書（第3号様式）により、警察署長に通知しなければならない。

（命令）

第6条 管理者は、所有者等が前条第1項の勧告に応じないときは、所有者等に対し、条例第12条の規定による撤去命令の процедуруを行うことができる。

2 管理者は、前項の撤去命令を行おうとするときは、あらかじめ放置自動車撤去命令事前通知書（第4号様式）により、警察署長に通知しなければならない。

3 管理者は、第1項の撤去命令を行おうとするときは、条例12条第2項の規定により、弁明の機会を与えなければならない。

（放置自動車の移動等）

第7条 条例第13条第2項の表示は、放置自動車移動表示（規則第7号様式）によるものとする。

（廃物認定の手續）

第8条 管理者は、現場調査及び第4条の照会の結果により必要があると認めるときは、廃物認定の手續を行うものとする。

（認定の告示）

第9条 管理者は、当該放置自動車を廃物判定基準により廃物として認定しようとするとき、又は防府市放置自動車廃物判定委員会から廃物認定の答申を受けたときは、速やかに条例第14条第3項の規定により、放置自動車廃物認定の告示（第5号様式）の手續を行わなければならない。

（廃物認定外放置自動車の措置）

第10条 管理者は、当該放置自動車が廃物と認定されなかったときは、保管場所に移動、保管するとともに、速やかに条例第16条第2項の規定により、廃物認定外放置自動車の保管の告示（第6号様式）の手續を行わなければならない。

（保管場所の放置自動車の管理等）

第11条 保管場所に移動し、保管された放置自動車の管理、返還手續、費用請求その他事務手續は、管理者が行うものとする。

2 管理者は、保管場所に移動、管理したときは、規則第3条に規定する調査書並びに規則第15条に規定する放置自動車処理記録台帳の写しを監理課入札係に送付するものとする。

(処分等の告示)

第12条 管理者は、条例第17条第1項若しくは第2項の規定による措置を行った場合は、処分の告示（第7号様式）の手続を行わなければならない。

(処分等)

第13条 監理課は、放置自動車の廃物認定を行ったとき又は廃物認定外放置自動車の保管の告示の日から起算して6月を経過したときは、速やかに当該放置自動車の処分を行うものとする。

(処理費用の請求)

第14条 管理者は、放置自動車の処分等を行った後に、その所有者等が判明したときは、条例第19条第2項の規定により当該所有者等に対し、処分等に要した費用を請求する手続を行うことができる。

(路上放置車処理協会への協力依頼)

第15条 管理者は、路上放置車の処分等を行ったときは、第8号様式により、路上放置車処理協会に協力の依頼を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。